

京都市上下水道局告示第21号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号の規定に基づき商号の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成17年8月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

届出業者名

京都市西京区大原野上里南ノ町175

有限会社 豊嶋設備工業所

代表取締役 豊嶋一俊

変更事項

商号の変更

豊嶋設備工業所から有限会社豊嶋設備工業所に変更

指定期間

平成17年8月19日から平成22年3月31日

(上下水道局下水道部管理課)